

県内で、平成28年度の実地指導等で指導や助言等を行った事項のうち、主なものを記載しました。  
今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

【凡 例】

- ※施設サービス:介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設
- ※施設系サービス:介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護
- ※居宅系サービス:訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 福祉用具貸与, 特定福祉用具販売
- ※通所系サービス:通所介護, 通所リハビリテーション

【人員基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
1 訪問介護	訪問介護員等の員数	常勤の訪問介護員等が、併設のサービス付高齢者向け住宅で訪問介護以外の業務を行っており、常勤要件を満たしていなかった。(法人全体ではなく、訪問介護事業所において常勤でなければならない。)	訪問介護員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とすること。
2 訪問介護	訪問介護員等の員数 (勤務体制の確保)	訪問介護員と当該事業所に併設するサービス付き高齢者向け住宅(以下「住宅」という。)の業務を兼ねている職員について、勤務表において訪問介護員として位置づけている日に住宅業務を行ったとして記録されていたり、住宅職員として位置づけている時間帯に訪問介護サービスを提供していた。	住宅の職員として勤務する時間については、訪問介護員の勤務時間数に含めることができないことを踏まえ、訪問介護事業所として必要となる訪問介護員の員数を確保するとともに、利用者に対し適切なサービスが提供できるよう住宅との業務関係を明確にし、訪問介護員等の勤務の体制を定めること。
3 訪問介護	訪問介護員等の員数	雇用契約(時間給)はあるが、勤務予定のない従業者の勤務時間を含めて常勤換算数2.5以上とする勤務表を作成するのみで、毎月の勤務実績(常勤換算数)を把握しておらず、勤務表と実態が、かい離していた。	訪問介護員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とすること。
4 訪問介護	訪問介護員等の員数	非常勤のサービス提供責任者の勤務時間が不足していた。	サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の1/2以上に達している者とすること。
5 訪問介護	サービス提供責任者	サービス提供責任者が別施設の夜勤業務を行っているため、常勤となっていなかった。	常勤のサービス提供責任者を配置すること。
6 訪問介護	サービス提供責任者	利用者の数が40人を超えているのに、サービス提供責任者を1人しか配置していなかった。	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とすること。
7 通所介護	従業者の員数	生活相談員を配置していない日があった。	提供時間数に応じて、専らサービスの提供に当たる生活相談員を1名以上配置すること。 なお、生活相談員の休暇に対応できるよう、複数の生活相談員の配置を検討すること。
8 通所介護	従業員の員数	生活相談員がサービス提供時間中に送迎業務を行っているため、人員基準要件を充足していなかった。	サービス提供時間中の送迎業務の時間は、生活相談員の勤務時間から除くこと。
9 通所介護	従業者の員数	看護職員について、単位ごとに1名以上従事させていなかった。 また、看護職員が不在の日が、月に1割を超えていたにも関わらず、減算をしていなかった。	看護職員は、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供にあたる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数配置すること。【減算項目】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
10 通所リハビリテーション	従業者の員数	長期にわたり1以上の常勤の医師を配置していない状態が継続していた。	通所リハビリテーション事業所は、サービスの提供に当たり1以上の常勤の医師を配置すること。【減算項目】
11 特定施設入居者生活介護	従業者（勤務体制の確保等）	勤務表において、夜勤帯に介護職員として従事している者を常勤専従の生活相談員として位置付けていた。	生活相談員を夜勤帯に介護職員として従事させる場合は、介護職員としての位置付けを行い、それぞれの勤務時間を明確にすること。なお、介護職員としての勤務時間は生活相談員としての常勤換算数に含まないこと。
12 福祉用具販売	福祉用具専門相談員の員数	雇用契約（時間給）はあるが、勤務予定のない従業者の勤務時間を含めて常勤換算数2以上とする勤務表を作成していた。	福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上とすること。
13 居宅介護支援	従業員の員数	常勤として配置されている者が、指定居宅介護支援事業所の営業時間内に、併設事業所の送迎業務を実施している日があった。	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援に当たる常勤の介護支援専門員を1以上配置すること。
14 居宅介護支援	従業員の員数	利用者数に対して、配置されている介護支援専門員の員数が基準に対し過少であった。	利用者の数が35人又はその端数を増すごとに介護支援専門員1人を配置することを標準として人員体制を整備すること。
15 居宅介護支援	従業者の員数 勤務体制の確保等 （特定事業所加算）	特定事業所加算の算定要件である24時間の連絡体制を併設の訪問介護事業所の職員が担当していた。	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならないため、体制を改めること。
16 介護老人福祉施設	従業員の員数	生活相談員の資格要件に該当する書類が確認できなかった。	社会福祉士、社会福祉主事任用資格、精神保健福祉士の資格証等の写し又はこれと同等以上の能力を有すると認められる旨の申立書の提出を行う等適切な処理を行うこと。

【設備基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
17 通所介護	設備及び備品等	設備の専用区分が明確でないため、基準面積を満たしているか確認できなかった。	食堂・機能訓練室としての専用区分を明確にすること。
18 通所介護	設備及び備品等	食堂兼機能訓練室に、静養のためのベッド等が設置されていた。	食堂兼機能訓練室としての機能を十分果たせるように、不要なものは撤去すること。
19 通所介護	設備及び備品等	消防施設の点検において、「自動火災報知設備」及び「誘導灯及び誘導標識」が不良とされているが、補修されていない。	消防法その他法令等に規定された設備を確実に設置すること。
20 短期入所生活介護	設備及び備品等	廊下に設置したテーブルにより、廊下の基準が満たされなくなっていた。	廊下の幅は1.8m以上とすること。（片廊下）。
21 短期入所生活介護	設備及び備品等	併設する介護老人福祉施設の居室の一部が短期入所生活介護事業所の居室として使用されていた。	居室については本体施設との共用は認められないため、居室として届け出ている居室にてサービス提供が行えるよう、すみやかに対応すること。
22 介護老人福祉施設	設備	介護老人福祉施設の利用者が短期入所生活介護の居室に配置されている等、予め届けられていた居室に配置されていない。	居室は介護老人福祉施設の利用者と短期入所生活介護の利用者が混在しない配置とすること。

【運営基準】

	サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
23	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書と、運営規程、運営実態との内容が一致していなかった。	重要事項説明書と、運営規程、運営実態との内容が一致していないので整合性を図ること。
24	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	事故発生時の対応や苦情処理の体制について等の必要な事項を記載していなかった。	運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応苦情処理の体制等を記載しておくこと。
25	全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていないものがあった。	重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
26	全サービス共通	サービス提供の記録	サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容等を記録していなかった。記録ミスや漏れがあった。	サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容等を記録していなかった。又は記録ミスや漏れがあった。請求の根拠となるため、正しい記録を残すこと。
27	全サービス共通	基本的取扱方針	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないが評価が行われていなかった。	定期的に自己評価を行い、サービスの質の改善を図ること。
28	全サービス共通	勤務体制の確保等	事業所が、従業員に研修を行っていないかった。	従業員の資質向上のために、研修の機会を確保すること。
29	全サービス共通	勤務体制の確保等	併設事業所と一緒に勤務表が作成されていたり、時間、常勤、非常勤及び職種ごとの兼務関係等が明確になっていなかった。または、月ごとの勤務表を作成していなかった。	原則として、事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にし、従業員の勤務の体制を定めておくこと。
30	全サービス共通	掲示	事業所において、必要な掲示が行われていなかった。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる直近の重要事項を掲示すること。
31	全サービス共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合に家族の同意を得ていないものがあった。	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ておくこと。
32	全サービス共通	事故発生時の対応	過去に発生した事故について、記録が整備されていなかった。	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じること。また、当該記録については、完結の日から2年間保存すること。
33	全サービス共通	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町への報告が必要であるが、未報告のものがあった。	事故等があった場合には、当該市町の定める報告基準により、速やかに事故報告書を市町へ提出すること。
34	全サービス	苦情処理	苦情処理の手順について利用申込者に説明されておらず、掲示もされていなかった。	苦情処理の手順について利用申込者に説明の上、掲示すること。
35	全サービス共通	会計の区分	他の介護保険事業等と一体の会計となっており、区分されていなかった。	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
36	居宅系サービス 通所系サービス	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものになっていなかった。また、居宅サービス計画の変更に沿ったものとなっていなかった。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すること。
37	居宅系サービス 通所系サービス	個別サービス計画の作成	個別のサービス計画を作成した際に、利用者又はその家族に対し説明・同意を得ていないケースや、交付していないケースがあった。	個別のサービス計画作成後は、利用者又はその家族に対して説明、同意及び交付を行うこと。

	サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
38	居宅系サービス	苦情処理	苦情についての記録がされていなかった。	苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録すること。また、当該記録については、完結の日から2年間保存すること。
39	居宅系サービス	衛生管理等	従業員の清潔の保持及び健康状態について、健康診断等を行っていなかった。	従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理(健康診断等)を行うこと。
40	訪問介護	身分を証する書類の携行		訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族等から求められたとき、これを提示すべき旨を指導すること。
41	訪問介護	訪問介護計画書の作成	訪問介護計画書に担当する訪問介護員等の氏名、所要時間の記載がなかった。	訪問介護計画書には、担当する訪問介護員等の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程を記載すること。
42	訪問介護	訪問介護計画書の作成	計画開始後の日付で利用者が同意しているものがあつた。	訪問介護計画は計画の開始前に作成し、同意を得ること。
43	訪問介護	勤務体制の確保等	指定訪問介護事業者と雇用契約を結んでいない訪問介護員が提供していた。	指定訪問介護事業所の従業員によりサービス提供を行うこと。
44	通所系サービス 施設系サービス	非常災害対策	消防計画を作成していなかった。 必要な訓練を行っていなかった。	事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、消防計画に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。については、早急に消防計画を策定するとともに、避難、救出その他必要な訓練を実施し、記録を整理保管すること。
45	通所介護	通所介護の具体的取扱方針(外出サービス)	外出行事について、通所介護計画に位置付けはされているが、「効果的な機能訓練」であることの具体的な説明がされていなかった。	通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であり、「あらかじめ通所介護計画に位置付けられている」「効果的な機能訓練等のサービスが提供できる」場合に、例外的に屋外でサービスを提供することが出来るとされている。例外的に外出行事を実施する場合においても、「効果的な機能訓練であることが確認出来るようにしておくこと。
46	通所介護	勤務体制の確保等	勤務表が作成されておらず、また、管理者兼生活相談員及び一部の介護職員についてタイムカードの作成や打刻が行われておらず、適切に配置されていることが確認できなかった。	利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
47	通所介護	勤務体制の確保等	指定通所介護事業所において、営業許可を受けていない法人が調理した食事を利用者に提供していた。	業務の委託にあたっては、当該業務を適切に遂行できる者を選定すること。
48	通所介護	定員の遵守	利用定員を超えて通所介護の提供を行っている日が多かつた。	サービス提供日において、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行わないこと。(災害その他やむを得ない場合を除く)
49	介護予防訪問介護、介護予防通所介護	具体的取扱方針	1月に1回、指定介護予防支援事業者に報告を行っていなかった。	サービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回、個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
50	介護予防訪問介護、介護予防通所介護	具体的取扱方針	サービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、記録するとともに、指定介護予防支援事業者に報告すること。
51	施設系サービス	取扱方針(身体拘束廃止に向けた取組)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないが、検討が十分にされないうまま身体的拘束が行われていた。
52	施設系サービス	取扱方針(身体拘束廃止に向けた取組)	身体的拘束にあたっては、「身体拘束廃止委員会」を開催し、検討すること。 なお、身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。
53	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	初回のサービス提供日が1月26日であるが、計画への同意が2月12日にされている事例があった。
54	短期入所生活介護(ユニット型)	勤務体制の確保等	2ユニットで1つの勤務表を作成し、ユニットごとの勤務表を作成していなかった。(昼間について、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職を配置していることが確認できなかった。)
55	短期入所生活介護(ユニット型)	勤務体制の確保等	職員の退職により、6ユニットのうち、ユニットリーダー研修を受講した職員が1名となっていた。
56	特定施設入居者生活介護	特定施設サービス計画の作成	計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービスの計画の変更を行うこと。
57	福祉用具貸与	適切な研修の機会の確保並びに必要な知識及び技能の向上等	福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。なお、事業所内において、日常的に行っている福祉用具の取扱等の講習等を研修と位置付ける場合は、出席者や内容等について記録すること。
58	福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管又は消毒を他の事業者へ委託する場合は、当該委託事業者の業務の実施状況を定期的に確認し、当該確認の結果等を記録すること。
59	特定福祉用具販売	特定福祉用具販売計画の作成	特定福祉用具販売計画が作成されていないので、作成すること
60	居宅介護支援	指定居宅介護の具体的取扱方針	要介護新規申請により要介護認定を受けた利用者に対し、居宅サービス計画が作成されないうまま、サービス提供が実施されていた。 新規に要介護認定を受けた利用者に対しては一連の業務を行ったうえ、居宅サービス計画を作成すること。【減算項目】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
61 居宅介護支援	指定居宅介護の 具体的取扱方針	アセスメントにおいてADLやIADL、生活歴といった項目ごとの具体的な状況が把握されていなかった。また、利用者が入居する住宅において提供されるサービスをはじめとした、インフォーマルサービスの把握も不十分であった。	居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立支援に資するようアセスメントにおいて利用者の生活全般についてその状態を十分把握し、記録に残すこと。
62 居宅介護支援	指定居宅介護の 具体的取扱方針	通所介護事業所の送迎減算の有無について把握できていない事例があった。	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとされている。当該送迎減算の有無について、居宅サービス事業者に確認を行い、必要に応じて居宅サービス計画を変更すること。
63 居宅介護支援	指定居宅介護の 具体的取扱方針	経過記録等に記載があるものの、サービス担当者会議の要点として整備されていなかった。	介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合などは、サービス担当者会議を開催し、当該サービス担当者会議の要点を記録することとなっているため、サービス担当者会議の要点として整備すること。
64 居宅介護支援	指定居宅介護の 具体的取扱方針	サービス開始月において、サービス担当者会議のみ実施しており、モニタリングを実施していなかった。	実施状況の把握(モニタリング)は、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、その結果を記録すること。【減算項目】
65 居宅介護支援	指定居宅介護の 具体的取扱方針	居宅サービス計画に訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合に、主治の医師等の指示を確認していなかった。	居宅サービス計画に訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うこと。利用者が医療サービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、指示があつたうえで、居宅サービス計画に位置づけること。
66 居宅介護支援	指定居宅介護の 具体的取扱方針	居宅サービス計画に、福祉用具貸与が必要な理由の記載がなかった。	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を明確に記載すること。
67 居宅介護支援	記録の整備	利用者の状況の変化等により居宅サービス計画を変更する際に、利用者が自立した日常生活を営めるよう解決すべき課題の把握(アセスメント)を行い、個々の利用者ごとに記載した居宅介護支援台帳にその記録を整備しなければならないが、その記録が整備されていなかった。	個々の利用者の居宅介護支援台帳に、必要な記録を整備するよう改善すること。
68 介護老人福祉施設	入退所	入所を決定する際の手続きにおいて、入所申込者評価基準による評点の誤り及び当該基準によって上位の評価を受けた入所申込者が入所判定委員会の協議に漏れている事例が散見された。	指定介護福祉施設サービスを受ける必要性の高いと認められる入所申込者が優先的に入所できるよう、貴施設の定める入所判定指針に基づき、適切な入所決定の事務手続きを行うこと。
69 介護老人福祉施設	サービス提供の 記録	入所の年月日や介護保険施設の名称等を、入所者の被保険者証に記載していなかった。	遺漏なく記載しておくこと。
70 介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	施設サービス計画を介護支援専門員でない者が作成していた。	施設サービス計画の作成に関する一連の業務は介護支援専門員に担当させること。
71 介護老人福祉施設	定員の遵守	入所定員を超えて入所させていた。	入所定員及び居室の定員をを超えて入所させてはならない。災害、虐待その他やむを得ない事情で入所させる場合でも、やむを得ない理由がないにも関わらず定員超過が続く場合には減算を行うこと。【減算項目】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
72 介護老人福祉施設	事故発生の防止等	事故発生防止のため、従業者に対する研修が行われていなかった。	従業者に対する研修を定期的に(年2回以上)行うこと。

【その他】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
73 全サービス共通	変更の届出等	管理者等の変更が行われていなかった。	変更届が必要な事項について変更が生じた場合は、変更後10日以内に届け出ること。ただし、適正な事業運営を確保する観点から、設備の変更や定員変更等運営に大きな影響のある変更は、事前(遅くとも2週間前まで)に届出を行うこと。
74 全サービス共通	変更の届出等	平成25年〇月〇日付で提出の変更届を最後に運営規程が変更された届出がないが、現在の従事者の員数に変更があった。	「従事者の職種、人員及び職務の内容」については、年1回以上見直し、運営規程を修正した際は変更の届出をすること。
75 特定施設入居者生活介護	変更の届出等	事業所建物1階の浴室を物置、3階の相談室を相談室兼事務室として使用するなど、届出内容と異なる用途で使用していた。	届出内容と異なる用途に使用する場合は、変更を届け出ること。なお、届出内容の用途に復旧する場合も、復旧が確認できる書類を添付の上、報告すること。
76 居宅介護支援	変更の届出等	事業所の介護支援専門員が変更となった場合に、届け出ていなかった。	介護支援専門員の氏名及び登録番号が変更となった場合は、変更後10日以内に、当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。

【介護報酬関係】

サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
77 全サービス共通	介護職員処遇改善加算	実績報告書の記載内容と、賃金台帳に記載された職員に支払った賃金改善額に差異が認められた。	賃金改善所要額が加算総額を上回ることが要件となっている。上回っていない場合には、別途追加で支給すること。
78 全サービス共通	介護職員処遇改善加算	処遇改善計画の周知を職員に行っていないかった。	処遇改善計画の内容を職員に書面で配布するかあるいは掲示する等して、職員に適切に周知すること。
79 訪問介護	基本報酬	サービスを提供した記録がないにもかかわらず、訪問介護費が算定されていた。	訪問介護費は、利用者に対して訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合に、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定すること。
80 訪問介護	初回加算	サービス提供責任者が、訪問介護に同行した記録がなかった。	初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が指定訪問介護を行うか又は同行訪問し、それを記録しておくこと。
81 訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護	訪問介護計画に2名の訪問介護員による訪問介護が必要な理由が記載されていなかった。	2名の訪問介護員による訪問介護を行う場合は、訪問介護計画に2名による訪問介護が必要となる理由をも記載して同意を得ること。

サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
82 訪問介護	特定事業所加算	特定事業所加算の算定の記録等に不備があった。	特定事業所加算の算定に当たっては、次の事項を改善すること。 ① 訪問介護員等ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること。 ② 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の開催は、訪問介護事業所のサービス提供責任者が主宰し、当該事業所の訪問介護員等に対し行うこと。また、欠席者に対しても別途実施し、記録しておくこと。 ③ サービス提供責任者によるサービス提供に当たっての留意事項の伝達は、サービス提供開始前に文書により行うこと。なお、前回のサービス提供時の状況については、必ず伝達すること。
83 訪問看護	サービス提供体制強化加算	訪問看護事業所で定期的に開催する会議を看護職員のみで開催し、理学療法士が参加していなかった。	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議について、サービス提供にあたるすべての従業員が参加するものであること。
84 通所介護	送迎を行わない場合の減算	確認不足による誤った請求がされていた。	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位減算すること。
85 通所介護	送迎を行わない場合の減算	送迎の記録がないため、減算の有無が確認できなかった。	送迎の記録を整備しておくこと。
86 通所介護	個別機能訓練加算Ⅱ	利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明、訓練内容の見直し等を行っていたが、利用者の居宅を訪問した上で行っていなかった。	個別機能訓練加算(Ⅱ)の目的は、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けられるよう、心身機能への働きかけだけでなく、ADL(食事、排泄、入浴等)やIADL(調理、洗濯、掃除等)などの活動への働きかけや社会参加の実現といった働きかけを行うものである。居宅を訪問して利用者の生活状況の確認を行うとともに、多職種協働による個別機能訓練計画の作成、3か月ごとに1回以上の計画の見直し(利用者への説明・同意を含む。)等を行うこと。
87 通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算の算定要件となる「継続的にリハビリテーションの質を管理した場合」とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うADLやIADLといった活動、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等といった参加について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを管理することをいうものであるが、当該管理を行ったことがわかる記録がなかった。	「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老老発0327第3号)に沿って、各帳票を整備するとともに、当該管理に係る事務を見直すこと。
88 短期入所生活介護	個別機能訓練加算	3月ごとに1回以上、居宅を訪問していなかった。	個別機能訓練加算については、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている場合に算定すること。
89 特定施設入所者生活介護	障害者等支援加算	要件に該当しない対象者について算定していた。	障害者等支援加算は、対象となる利用者の要件が、知的障害又は精神障害を有する利用者とする事。

	サービス種別	加算・減算等	指摘の対象となった具体的な問題例	指摘事項
90	特定施設入所者生活介護	医療機関連携加算	協力医療機関等に情報を提供した日前30日以内において、特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合に算定していた。	協力医療機関等に情報を提供した日前30日以内において、特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には算定しないこと。
91	居宅介護支援	訪問介護における「生活援助中心型」の算定	居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合に、その算定理由が明記されていなかった。	居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合に、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容等について記載すること。
92	居宅介護支援	入院時情報連携加算	情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等の記録がされていなかった。	入院時情報提供加算Ⅱを算定する場合には、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について居宅サービス計画書等に記録すること。
93	居宅介護支援	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	通常の事業の実施地域内の利用者に算定していた。	中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定居宅介護支援を行った場合に算定すること。
94	居宅介護支援	退院・退所加算	記録が不十分のため必要な情報の提供を受けていることが確認できなかった。	当該加算の算定にあたっては、「退院・退所加算に係る様式例」(平成21年老振発第0313001号/別紙)を参考に利用者に関する必要な情報の提供を受け、記録すること。
95	居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	記録上、加算の要件を満たしていると認められなかった。	介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行ったことが明確に分かる記録を整備すること。
96	介護老人福祉施設	夜勤体制による減算 夜勤職員配置加算	夜勤の職員の配置基準を下回っている日が2日ある月があった。	歴月において、夜勤基準に定める員数に満たない事態が2日連続して発生した場合、又は4日以上発生した場合には減算される。職員を増やす等して余裕を持った人員配置に努めること。
97	介護老人福祉施設	口腔衛生管理体制加算	介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を、月1日以上行っていない月にも加算を算定していた。	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を、月1日以上行う月に算定すること。
98	介護老人保健施設	緊急時治療管理	病状が重篤ではない入所者(緊急時治療管理の対象とならない入所者)に対し、算定していた。	緊急時治療管理の対象なる入所者(※)に対して算定すること。 (※) a意識障害又は昏睡 b急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪 c急性心不全(心筋梗塞含む) dショック e重篤な代謝障害 fその他薬物中毒等で重篤なもの
99	介護療養型医療施設	口腔衛生管理体制加算	歯科衛生士による指導を月1回行っていたが、「入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成していなかった。	「入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成すること。